



1

2019
(平成31年)



餅つき集会 高浜保育園

たんぽぽ組からひまわり組までの園児みんなが集まり、杵を使って「ヨイショ！」の掛け声に合わせて餅をつきました。

出来あがった餅は、あんこ、きなこ、ごまを付けておいしくいただきました。

能登ナンバーワンの町を目指して

謹んで新年のご挨拶を申し上げます
町民の皆さまには輝かしい新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます



志賀町長 小泉 勝

年頭にあたって

今年、天皇陛下の退位と皇太子さまの即位、元号の改元など、歴史の大きな節目となる年にあたります。平成の時代、30年に思いをはせつつ、気持ちも新たに、志賀町のため、さまざまなことに取り組んでいきます。そして、東京2020オリンピック・パラリンピック開催まで、あと1年7カ月余りとなり、競技場の建設や交通インフラの整備などが進められる中、各国の競技チームの事前合宿が盛んに行われ、全国各地でプレイベ

ントやプレ大会が開催されるなど、オリンピック開催の気運は、ますます高まってくるものと思われまます。さらに、昨年末、2025年の大阪万博開催決定の明るいニュースもあり、好調を維持する日本経済のさらなる成長が期待される中、本町においても、企業誘致の推進、賑わいの創出による交流人口の拡大、さらには、訪日外国人客を取り込むインバウンド対策など、最大限の効果が得られるよう、知恵を絞って、各種の施策を展開してまいります。



志賀小での東京オリンピック・パラリンピックフラッグツアー

若者の移住定住の促進

平成24年度から整備を進めてきた住宅地「みらいとうぶ」については、一昨年、第1期分譲となる32区画を売却し、現在、町外から移住された51名を含む104名が居住されています。また、昨年8月1日には、「みらいとうぶ区」が設立されたところですが、

第2期分譲の31区画については、現在、町外の方から6件、町内の方から16件の申込みをいただき、残り9区画となっております。

さらに、第3期分譲となる16区画については、昨年末に工事が完了し、今月4日から募集を開始したところです。

今後も、充実した奨励金制度や本町の魅力ある教育・子育て環境などを幅広くPRし、早期の売却を目指していきます。

また、富来地域に整備している「ますほの丘住宅」については、昨年、単身者向け住宅1棟8戸の整備を終え、現在、ファミリー向け住宅1棟12戸の整備を進めているところであり、本年9月の完成を目指し、着実に整備を進めていきます。

教育環境の充実とスポーツの振興

学校整備については、志賀小学校の建設、富来中学校の移転、改修、志賀・富来小学校での放課後児童クラブの設置など、計画していたハード面での整備を終え、子ども達は、快適な教育環境のもとで、元気に登校し、仲良く勉強や運動に励んでいます。

町としては、新たな教育委員会制度のもと、教育委員会と連携し、志賀町らしい教育のあり方を定める教育大綱を随時見直しながら、ソフト面での教育環境の充実に力を入れていきます。また、町では、2年前からレスリング競技のオリンピック合宿誘致を進めており、昨年末、



ますほの丘住宅 ファミリー棟 (完成イメージ)



改修した総合体育館のフィットネスルーム

私自身が誘致に向け、アゼルバイジャンとジョージアの2カ国を訪問し、オリンピック委員会やレスリング協会のトップの方々との面談してきたところです。

本町子ども達には、練習見学会や交流事業を通じて、世界トップレベルのアスリートの技術や海外の文化に触れてもらい、さらなる交流人口の拡大と国際交流の促進につながるよう取り組んでいきます。

併せて、これまで合宿誘致に向け、総合武道館や総合体育館の改修を実施してきましたが、さらなるスポーツ振興のため、来年度、町陸上競技場の大規模改修を実施する予定であり、施設の充実を図っていきます。

町立富来病院の経営改革

町立富来病院では、平成29年度から4カ年を取組期間とする新改革プランに基づき、病院経営の健全化に向けた取組を進めています。

その一つとして、昨年10月から、東病棟の急性期一般病床22床を「地域包括ケア病床」に機能転換し、急性期の治療が終了したものの、自宅や施設に移ることに不安を持つ方々を受入れています。

また、今月から、西病棟の慢性期病床34床を、日常的に医療管理が必要な要介護者の長期療養と生活施設としての機能を併せ持つ「介護医療院」に機能転換したところです。

これにより、本町における介護施設の入所待機者の解消につながるのと同時に、経営の改善にも寄与するものと考えています。今後も厳しい経営状況が続くことが見込まれますが、医療需要に応じた常勤医師や薬剤師などの医療従事者を確保し、町民に対する快適な医療・療養環境の提供に努めていくとともに、積極的な改革を推進し、健全経営を目指していきます。

発電所の安全性・信頼性の向上

志賀原子力発電所については、2号機の新規制基準適合性に係る審査会合が継続して開催されています。

昨年9月21日の会合では、評価対象とした断層選定の根拠や考え方、提出資料の問題点など、審査に入る前の入り口論に終始し、本格的な議論には至らなかつたようです。

北陸電力には、審査会合における指摘を真摯に受け止め、規制委員会の求める課題に対し、十分に対応できる資料の整備や丁寧な説明に努め、審査が着実に前進するよう、全社を挙げて取り組むよう求めています。

近年、全国各地で、大雪や地震、豪雨や台風などによる大規模な自然災害が多発しています。本町においても、昨年1月末、記録的な寒波の影響に伴う水道管の凍結により、断水や水が出にくい状態となる被害が発生したほか、近年にない大雪に見舞われました。

防災対策の充実と強化

また、8月末には、記録的な豪雨により、町内各所で道路や農地の冠水、河川の氾濫による浸水や土砂崩れなどが発生し、大きな被害を受けました。

このような状況を受け、町では、昨年、非常時に機動的に対応するため、給水車を購入したところでありましたが、今後も、一層の防災体制の充実と強化に向け、様々な対策を講じていきます。

また、除雪対策については、昨年の記録的な大雪を教訓に、県では、自治体ごとに対応が異なる生活道路や歩道の除雪対応を強化するため、道路除雪連携会議を開催してきたところで、町では、この会議を受けて、除雪の出動基準を、昨年までの積雪15センチ以上から10センチ以上に見直し、初動体制の強化にあたることとしました。

さらに、昨年、新たに凍結防止剤散布車を購入したほか、各地区の生活道路の除雪作業を支援するため、町内会が小型除雪機械を購入する場合、購入額の2分の1以内で、100万円を上限とする補助制度を創設したところであり、今後も除雪体制の強化に努めていきます。そして、豪雨災害などを教訓



小型の除雪機械

として、危険な状況が迫っている場合には、即座に判断し、適切な避難情報を発令していくとともに、自主避難所の開設や職員配置、避難所における備蓄品のあり方などについても、さらに検討を進め、なお一層の防災体制の強化と充実を図り、町民の安全安心につなげていきます。

結びにあたり、町民の皆様のご多幸を心からお祈り申し上げます。新年のごあいさつといたします。

平成31年 元旦





第4弾!

SATOHAMA MADE

15品目を追加しました!

志賀町おすすめの逸品! /

**志賀町
優良特産品**

第4弾となる志賀町優良特産品が決定し、11月30日(金)、志賀町役場で優良特産品推奨証交付式と発表会を行いました。

今回、新規産品として、一次産品では、上棚赤土メロン、上棚すいかの農産物2品目。二次産品では、ジェラート、ジャム、醤油、生ハムなどの11品目。工芸品では、さくら貝の装飾品など2品目、計15品目が認定されました。

また、2年前に認定された産品41品目は推奨期間の2年間で終了、新たに38品目が期間を更新し、志賀町優良特産品は合わせて94品目となりました。

交付式には、新規に認定された産品の生産者10人が出席しました。小泉町長のあいさつ、庄田副町長の事業概要説明の後、生産者に推奨証が交付されました。生産者からはそれぞれの産品の特徴や申請までのエピソードなどが紹介されました。

試食会ではずらりと並んだ特産品を試食したり、産品を手にとって感想を話し合いました。

優良特産品の推奨期間は2年間で、東京のアンテナショップへの販売、また「ふるさと納税」の返礼品にも活用していきます。





【一次産品(農林水産物) … 2品】

山田 静江 / ①上棚赤土メロン ②上棚すいか

【二次産品(加工品) … 9品】

酒井 邦憲 / ③ころ柿ゼラート 波の華グループ / ④能登岩のり 志賀町婦人加工連絡会 / ⑤ころ柿パイ ⑥スイカ糖
 カネヨ醤油 / ⑦蔵出し醤油 ⑧パンケーキにける醤油
 寺岡畜産(株) / ⑨能登牛プレミアムの生ハムスライス ⑩能登豚αのめぐみの生ハムスライス ⑪能登牛カルビのみそ漬け
 ⑫てらおか風舎の能登牛100%ハンバーグ ⑬てらおか風舎の能登牛物語(能登牛カレー、シチュー、能登里山カレー)

【工芸品… 2品】

美智紀 / ⑭さくら貝ネックレス 吉田 沙也加 / ⑮海からの贈り物幸運の桜貝ハーバリウム



お正月に帰省中の皆さん!!

ふるさと納税で志賀町を応援しませんか!?



ふるさと納税(ふるさと応援寄附)とは、『生まれ育ったふるさとを応援したい!』という想いを寄附金という形で実現できる制度です。寄附をしていただいた場合、所得税や現在お住まいの自治体の住民税が一定限度まで控除されます。(確定申告またはふるさと納税ワンストップ特例申請の手続きが必要です。)

志賀町では、**町外にお住まいで、5,000円以上のふるさと納税**をしていただいた皆さまに感謝の気持ちを込めて、特産品やふるさと旅行クーポンなどをお贈りしています。

『ふるさと志賀町』のまちづくりに、ぜひご支援をお願いいたします。

平成29年度は下記の事業に活用されました!

★地方における安定した雇用を創出する事業

- ・町内で新たに起業する人への補助事業



★地方への新しいひとの流れをつくる事業

- ・町の魅力向上・発信により観光誘客を図る事業

★若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

- ・小中学校への外国語指導助手配置事業
- ・志賀高校生への学習サポート事業



★時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る事業

- ・安心して暮らせる障害福祉の充実
- ・災害に強い地域の形成



★町長におまかせ

- ・多子世帯児童生徒の学校給食費助成事業

志賀町ふるさと応援寄附サイト

志賀町 ふるさと納税
<http://furusato-tax-shika.jp>



企画画財政課 ふるさと創生室 ☎ 32-9301

平成
30年分

確定申告 町県民税申告

税務課 ☎ 32-9142

障害者控除を受けるための 「認定書」を交付します

障害者手帳がなくても、「障害者控除対象者認定書」により、本人および扶養者の所得税や住民税で障害者控除を受けることができます。税の申告の際に認定書を提出または提示してください。

認定書の交付を受けるには申請が必要です。また、前年以前に交付された認定書は、本人の状態が変わらなければ引き続き使用することができます。

対象者	要介護認定または要支援認定を受け、寝たきり状態や認知症など、身体上または精神上的の障がいのある程度が一定の要件に該当する人
申請場所	健康福祉課介護支援担当 ☎ 32-9132 富来支所総合窓口 ☎ 42-1111
必要なもの	印鑑
その他	手数料は無料、認定書は後日郵送

マイナンバー（個人番号）の 記載に注意してください

今回提出する平成30年分の確定申告書には、**マイナンバーの記載と本人確認書類（マイナンバーカードまたは通知カード+運転免許証など）の提示または写しの添付が必要**です。

各種申請書や届出書の提出の際にも、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

★詳しくは …

【事業主の皆さんへ】給与支払報告 書の提出はお早めに

平成30年中に従業員に給料などを支払った事業主は、給与支払報告書（1人につき2部）に総括表を添えて、志賀町税務課に提出してください。

提出期限 **1月31日**

【特別徴収のお願い】

所得税の源泉徴収義務のある事業者は原則、町県民税の特別徴収を行う必要があります。特別徴収がまだの事業者は、特別徴収を行ってください。

災害に遭われた方へ

地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で①「所得税法」による雑損控除の方法、②「災害減免法」による所得税の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減することができます。

詳しくは、七尾税務署にお気軽にお尋ねください。

七尾税務署 ☎ 0767-52-3381

七尾税務署の確定申告開始は 2月18日

七尾税務署における確定申告会場の開設日は、2月18日（月）です。開設日以降、3月15日（金）までの期間（土日祝日は除く）にお越しください。なお、受付時間は午前9時から午後4時までです。混雑状況により、午後4時前であっても受け付けを終了させていただく場合があります。

※町の税務課職員による申告相談の日程については、次号の「広報しか」に掲載予定です。

医療費控除の明細書添付義務化

平成29年分の確定申告から、医療費の領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

【注意】

※明細書に記載の医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります（税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません）。

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細書の記入を省略できます（「医療費通知」とは、医療保険者が発行する医療費の額などを通知する書類で、所定の事項が記載されたものをいいます）

※平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

青色申告決算説明会のお知らせ (七尾税務署)

税務署では、正しい決算・申告をしていただくため、決算の仕方・決算書(収支内訳書)の作成などに関する説明会を開催します。

対 象	青色申告者 (事業所得のある人)	
日 時	1月16日 13:30～15:30	1月17日 13:30～15:30
場 所	七尾税務署 1階共用会議室	羽咋すこやか センター2階研修室

※後半30分は消費税の軽減税率の説明会となります。

☎七尾税務署 ☎ 0767-52-3381

寄附金・義援金を支払った人

個人が寄附金・義援金を支出した場合、確定申告を行うことで、所得税や復興特別所得税が還付される場合があります。

なお、確定申告が不要な給与所得者などは、ふるさと納税先に特例の申請をすると、ふるさと納税に係る寄附金控除について確定申告を行わず、受けることができる**ふるさと納税ワンストップ特例制度**があります。該当する人は、確定申告をしなくても住民税からの控除で税が軽減されます。

ただし、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用した場合でも、**確定申告する場合には、ふるさと納税の金額を寄附金控除の計算に含める必要があります。**

平成
31年度

償却資産 (固定資産税) の申告は 1月31日 まで

志賀町内に償却資産を所有する事業者は、平成31年1月1日現在の所有状況を申告してください。

※前年度申告した人には、12月下旬に申告書などを送付しています。

※今年度初めて申告する人は、申告記載用紙を送付しますので、税務課まで連絡してください。

■固定資産税の課税対象となる償却資産とは・・・

土地や家屋以外の有形の固定資産で、事業の用に供することができる資産です。

※電話加入権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産は除く

【償却資産の種類と具体例】

種 類	主な償却資産の具体例
構 築 物	受変電設備、駐車場のフェンス、舗装路面、庭園、緑化施設、広告塔など
機 械・装 置	工作・木工・印刷・土木建設機械(ブルドーザー、パワーショベルなど)各種産業用機械および装置、 太陽光発電設備(太陽光パネル、架台など)
船 舶	モーターボート、漁船、貨物船など
航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船など
車両・運搬具	構内運搬車、運搬台車など ※自動車税・軽自動車税の課税対象とならないもの
工具器具・備品	パソコンなどOA機器、事務机、応接セット、各種自動販売機、医療機器、理美容機器、エアコン、陳列ケース、厨房機器、その他業務用の備品など

◆自宅で太陽光発電する個人も対象になる場合があります

【個人】

住宅の屋根・土地などに発電量が**10キロワット以上**の太陽光パネルを設置して**売電**をしている場合、設置した太陽光パネルなどの設備は償却資産の対象ですので、申告をお願いします。

【法人、個人事業主】

売電の有無、発電量の多少に関わらず申告が必要です。

■「適正かつ公平な課税」に向けた実地調査

事業所を訪問して帳簿・現物照合調査や質問などを行うことがありますので、協力をお願いします。

実地調査に伴って修正申告をする場合、資産の取得時期に応じて遡及することがあります。

☎税務課 資産税担当 ☎ 32-9141

■注意してください

申告すべき事項について虚偽・過少の申告をした場合や正当な理由がなく申告をしない場合、罰金または過料を科せられることがあります。

※償却資産申告書への個人番号(マイナンバー)・法人番号の記載にご協力をお願いします